

令和2年度事業計画

自 令和2年7月 1日

至 令和3年6月30日

基本方針

昨年度は、新型コロナウイルス感染症が福岡県各地方で蔓延し多大な影響を与えました。感染がいつ終息するのか、はたまた、今後感染の第2波、第3波が襲ってくるのか想像もつきません。

そこで、当協会役員、社員及び職員並びに公嘱協会に関わる全ての従業者は、新生活様式に切り替え官公署等からの要望に応じていかなければなりません。

具体的には、Web会議の導入により役員会議、部会、地区執行部会等は、3密を避け、会議回数の削減等合理的な会議を開催します。

昨年度、自然災害に備えるため県内全ての市町村との間で随時災害協定を結び、官公署職員や一般の方を対象にした研修会、さらに社員の意識向上のための研修会等を企画しておりましたが実施できませんでした。

本年度は、災害協定の締結及び研修会等の実施の方法を検討し推進します。

公益事業については、国民の要望に応えられる事業を研究し、実施の方法を検討します。

ところで、本年度の事業収入は国、県からの発注業務が減少することを想定した予算立てをしました。収入の不足分を補うため、経費を見直します。

また、当協会に見合った役員数、役員報酬の再考に努めます。

我々は、今こそ国民から信頼を受け必要とされる団体としてその役割を果たすために、安定した財務状況を創り公益法人として社会に貢献してまいります。

以上の基本方針を踏まえた今年度の事業計画の詳細は以下の通りです。

令和2年度重点施策

- 1 協会全体における情報共有の確立
- 2 協会組織の改編の研究
- 3 研修会等を通じての社員の意識向上及び官公署への協会業務の普及啓発
- 4 市町村との災害協定締結の推進
- 5 財務の安定を目指した方策の研究及び実施
- 6 新たな特定費用準備資金についての研究及び実施
- 7 業務管理システムの状況報告記載内容の充実を周知徹底する

各部会における具体的活動

1 総務部

コロナウイルス感染症による感染対策の必要性を考慮し、今後の運営方法を改善する必要があると思われる。状況を把握するための情報収集方法の検討や、適正な運営ができる様に改善するための研究を行い、対応する。

- (1) 総務部における情報共有の確立
 - 適切な情報収集方法の研究・実施
 - 適切な情報提供方法の研究・実施
- (2) 関係団体主催研修会への参加
 - 必要に応じて参加する
- (3) 業務管理システムの保守・管理・研究
 - 令和3年7月導入予定のシステム（サイボウズOffice10）の研究
 - この運営については、委員会を立上げて（5）も含めた内容で研究を行う予定とする。
- (4) ホームページの保守・管理及び利活用
 - 他協会のHPを参考として改良案を研究する。
- (5) インターネットを用いた情報管理及び利活用の研究
 - 社員から個人情報管理方法の情報を収集する。
 - より良い管理方法を研究し、社員へ情報提供を行う。
 - （3）と合わせて委員会を立ち上げ研究する。
- (6) 受託業務実績の社員への配布
 - 総会の際に、報告する。
- (7) 協会事務局の運営・管理
 - 状況に応じた対策の検討
- (8) 諸規則の検討・見直し
 - 必要に応じ検討する。
- (9) 組織改編の研究
 - 適正な運営に関する研究。
- (10) 新人研修会の企画・運営
 - 前年度中止された、参加予定者を含めての研修会の開催
- (11) 地区事務所の運営・管理の研究
 - 体制について状況を把握し、不備等があれば改善案を研究する。
- (12) その他
 - ア コンプライアンス委員会
 - ・コンプライアンス体制の維持向上を図る
 - ① 公益法人の社員としての意識向上
 - 定款諸規則及び関連法令等の周知徹底
 - 公益官営委員会との情報の共有

- ・コンプライアンス違反事案への対応・協議
- イ リスク管理委員会
 - ・リスク管理体制の構築を図る
 - ① 適切な情報収集方法の研究
 - ② リスクに対する協会理事・社員の認識の共有
 - ③ リスク研修の研究・調査
- ・緊急事態への対応を検討する

2 業務部

- (1) 公共嘱託登記に係る受託業務
 - ア 官公署等からの依頼を受けて、不動産登記に係る土地又は家屋に関する調査、測量等を行うとともに、嘱託登記を代理する。
- (2) 地図作成の促進等に係る受託事業
 - ア 地籍調査事業等に係る調査・測量等に携わる。
 - イ 不動産登記法第14条地図作成事業等に携わる。
- (3) 境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業
 - ア 不動産の表示に関する登記の適正かつ迅速な処理に寄与する為、官公署及び一般市民に対する協会業務の啓発活動を行う。
- (4) 地図混乱地区・未登記道路等の情報提供事業
 - ア 地図混乱地区・未登記道路等の情報を官公署等へ提供する。
- (5) 災害支援事業による地域支援
 - ア 市町村との災害協定の締結推進を図る。
 - イ 防災、災害支援に関する自主研修会開催の検討を行う。
(平常時の防災から災害時の支援について資格者として自ら研鑽し、社会貢献を考える。)
- (6) 業務処理
 - ア 報酬額運用基準の研究を行う。
 - イ 成果品及び納品報告要領の研究を行う。
 - ウ 業務処理における事故対応の検討を行う。
- (7) 成果品管理
 - ア 成果品管理の研究を行う。
- (8) 地区の業務推進委員・成果品管理委員の指導
- (9) 研修
 - ア 研修制度の研究及び研修事業の企画運営並びに協会の普及啓発を行う。
 - イ 公益目的事業の企画・運営・研究を行う。
- (10) 必要に応じた委員会の設置

3 経理部

- (1) 公益法人会計基準に基づく適正・迅速な事務処理
- (2) 予算の効率的な執行、財務安定運営のための方策及び次年度予算の検討
- (3) 会計事務に関する規則・規程の検討

4 業務管理委員会

- (1) 業務管理に関する諸規定の検討
 - ア 運営の適正な合理化を検討し、改正案を提案する。
- (2) 地区業務管理委員会への助言及び指導
 - ア 各地区との合同会議を開催する。
 - イ 従たる事務所業務管理規程第2条各号の運用を徹底する。
 - ウ 工程管理者の選任方法及び工程管理報告の徹底を行う。
- (3) 業務管理システムにかかる運営方法の検討
 - ア 状況報告記載内容の充実を周知徹底する。
 - イ 年度内業務について管理を徹底する。
- (4) 社員の資質向上のための対応
 - ア 公益法人社員として責務の重要性を協会内に浸透させるための方策を関連部署と協力し、提案する。

5 公益管理委員会

- (1) 諸規則の検討